

令和5年5月17日

各関係団体 御中

香川県知事 池田 豊人

新型コロナの5類移行に伴う対応について（再周知）

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されました。

令和5年4月24日付けでお知らせしましたとおり、感染症法上の位置づけの変更前は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、基本的対処方針や業種別ガイドラインに沿って対応していましたが、変更後は、これらが廃止され、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となっています。

つきましては、貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う対応（特に業種別ガイドラインの廃止など事業者に関する事項）について、改めてご確認のうえ、適切にご対応いただくとともに、貴社（団体）の職員の皆さま及び関係先への再度の周知について、ご協力を願いいたします。

（※1） 感染症法上の位置づけの変更後の対応の詳細については、香川県ホームページに掲載していますので、ご参照ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/5ruiikou.html>



（※2） 周知については、例えば、事業者・集客施設にあっては、必要に応じて「香川県からのお知らせ」（上記香川県ホームページに掲載）を目立つ場所に掲示していただく、団体にあっては、総会等の場において出席者に周知していただくなどの方法をご検討ください。